

令和7年度

家族そろって

交通災害共済

に加入しましょう!

安心の毎日 わずかな会費で 最高100万円の見舞金

令和7年度 会員募集

共済期間:令和7年4月1日~令和8年3月31日

会費 年額 1人 500円

加入受付:令和7年3月3日~

交通災害共済のあらまし

交通災害共済とは、山口県内の全町と山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市が共同で実施する共済制度で、加入者のみなさんが交通事故にあわれた場合、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

山口県市町総合事務組合交通災害共済

★交通災害共済加入申込みにかかる個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。

【加入資格等】山口県内の全町、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（以下「組合市町」という。）の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方であれば、年齢を問わずご加入いただけます。また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。なお、会員が共済期間中に加入資格を失った場合においても、共済期間の満了する日まで契約は有効です。

【共 済 期 間】4月1日（中途加入の場合は、申込み日の翌日）～当該年度末日まで。

【会 費】年額 1人 500円（中途加入の場合も同額）

【加 入 申 込】受付は、3月3日より、中国5県内のゆうちょ銀行・郵便局窓口・山口銀行・JA・西京銀行で行いますので、「交通災害共済加入申込書兼会員台帳」に必要事項をご記入のうえ、会費を添えて申し込んでください。

【共済見舞金支払い対象となる交通事故等】

日本国内で、汽車、電車、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車（小児用の三輪車、乳母車等の子供用遊具は除く）、船舶等の交通乗用具運行中に事故が起り、歩行者又は乗車中の者が死亡したり、怪我をした場合。ただし、自損行為による事故の場合は、対象とならない場合がありますので、各市町の担当部署へお問い合わせください。

【共済見舞金が支払われないもの】

- ① 会員の故意又は、重大な過失（いねむり、速度超過等）による場合
- ② 会員の無免許・無資格運転又は酒気帯び運転（自転車を含む）の場合（これらの事情を知りながら、同乗の場合を含む）
- ③ 会員またはその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合
- ④ 地震・暴風雨その他の天災による場合
- ⑤ 法令等に違反して立ち入った場所または、交通乗用具の運行の禁止または制限区域等に係るもの
- ⑥ 歩行中の単独事故または、歩行者同士の事故の場合

【共済見舞金の支給額算定】

災害の程度により、パンフレット次頁表の見舞金を支給します。ただし、頸部損傷（いわゆる「むちうち」）については、原則として4等級を限度として支給します。柔道整復師（整骨院等）の治療は対象外です。（ただし医師の指示がある場合を除く。）鍼灸院での治療は対象外です。

《通院治療期間の算定方法》

通院された日数（実日数）を支給対象日として計算します。

（リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象となりません。）

共済見舞金の請求書類

必要書類	見舞金種別	死亡	傷害
交通災害共済見舞金請求書		○	○
会員証兼領収書（写）		○	○
交通事故証明書（＊①）		○	○
交通災害共済専用診断書（＊①）			○
死亡診断書又は、死体検案書及び戸籍関係書類		○	
振込先口座の通帳等の写し等 （金融機関名・支店名・口座番号・口座人名義（カナ）が分かるもの）		○	○
その他管理者が必要と認める書類（委任状・同意書等）		○	○

共済見舞金額

等級	傷害の程度	金 額
1	死亡	1,000,000 円
2	90日以上の治療を要する傷害	150,000 円
3	60日以上90日未満の治療を要する傷害	70,000 円
4	30日以上60日未満の治療を要する傷害	50,000 円
5	3日以上30日未満の治療を要する傷害	30,000 円
特例級	3日以上の特例で、交通事故・治療申立書での申請の場合	10,000 円

【注意】

- ① 「交通事故証明書」・「交通災害共済専用診断書」の両方の提出がない場合、または、どちらか一方の提出がない場合には、「交通事故・治療 申立書（特例対象申請書）」での申請となります。内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず、「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。
- ② 共済見舞金の請求期間は、交通事故により**災害を受けた日の翌日から2年以内**です。
- ③ **交通事故（自転車での単独事故を含む）にあったら、必ず最寄りの警察署に届け出ましょう。**
（届け出をされていないと、「交通事故証明書」が発行されません。）

【問い合わせ先】

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

下松市役所
生活安全課 安全安心係
（０８３３）４５－１８２８

あるいは、
山口県市町総合事務組合
（０８３）９２５－６６１３

**令和7年度
山口県市町総合事務組合交通災害共済加入申込書兼会員台帳**

ゆうちょ銀行・郵便局・山口銀行・JA・西京銀行 納入書兼用

中国5県内のゆうちょ銀行・郵便局窓口・山口銀行・JA・西京銀行で申込みができます。

会費 年額 1人 500円

***ATM・インターネットバンキングは、ご利用いただけません。** 各金融機関での払込手数料は、不要です。

【申込みとご記入方法】

1. 加入できる人 下松市に居住し、住民基本台帳に記録されている方はどなたでもご加入できます。
また、下松市内の学校に在学している方、並びに就学のため、下松市外に転出している方については、市外在住の方でも加入できます。
2. 会費額(年額) 1人 500円(中途加入の場合も同額です)
3. 共 済 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。(中途のご加入は、申込み日の翌日から、令和8年3月31日までです。)
4. ご 記 入 例

世帯主 (申込者)	郵便番号	744-0015			
	住 所	下松市大手町3-3-3			
	フリガナ	ヤマグチ タロウ			
	氏 名	山 口 太 郎			
	電話番号	0833-45-1828			

加入者名	1	ヤマグチ タロウ 山 口 太 郎	5	ヤマグチ ツキコ 山 口 月 子	納付期限 令和8年3月30日 領 収 日 附 印
	2	ヤマグチ ハナコ 山 口 花 子	6		
	3	ヤマグチ イチロウ 山 口 一 郎	7		
	4	ヤマグチ ジロウ 山 口 次 郎	8		

加入者人数 5人	合計金額 (@500) 2,500 円	左記金額を確かに受領いたしました。
--------------------	-------------------------------	-------------------

↑①世帯主が加入される場合は、加入者欄に再度記入して下さい。
 ②世帯主と同一の世帯の加入者を記入して下さい。

納 入 済 通 知 書 公

申込年月日	令和 年 月 日	共済期間	令和 年 月 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	加入番号	No. 下松市
-------	----------	------	---------------------------------	------	---------

令和 7 年度 山口県市町総合事務組合交通災害共済 ATM、インターネットバンキングは、ご利用いただけません。

世帯主 (申込者)	郵便番号	—	加入者名 山口県市町総合事務組合会計管理者	
	住 所	下松市	ゆうちょ銀行 口座番号 01320-5-960989	
	フリガナ		山口銀行 県庁内支店（普通）6161798	
	氏 名		J A（山口県信連） 県庁内支店（普通）0001395	
	電話番号		西京銀行 県庁支店 （普通）0022748	

加入者名	1		5		納付期限 令和 8 年 3 月 30 日
	2		6		領 収 日 附 印
	3		7		
	4		8		

*世帯主（申込者）が加入される場合は、
加入者名欄に再度記入してください。

加入者人数

合計金額（@500）

人

円

左記金額を納入します。

取りまとめ店	〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター	(金融機関→組合 保管)
--------	-----------------------------	--------------

納 入 書 公

申込年月日	令和 年 月 日	共済期間	令和 年 月 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	加入番号	No.	下松市
-------	----------	------	---------------------------------	------	-----	-----

令和 7 年度 山口県市町総合事務組合交通災害共済 ATM、インターネットバンキングは、ご利用いただけません。

世帯主 (申込者)	郵便番号	—		加入者名 山口県市町総合事務組合会計管理者	
	住 所	下松市		ゆうちょ銀行 口座番号 01320-5-960989	
	フリガナ			山口銀行 県庁内支店（普通）6161798	
	氏 名			J A（山口県信連） 県庁内支店（普通）0001395	
	電話番号			西京銀行 県庁支店 （普通）0022748	

加入者名	1		5		納付期限 令和 8 年 3 月 30 日 領 収 日 附 印
	2		6		
	3		7		
	4		8		

加入者人数		合計金額（@500）	左記金額を確かに受領しました。 （金融機関保管）
人		円	

納付場所：中国5県内のゆうちょ銀行・郵便局窓口、山口銀行、JA、西京銀行

会 員 証 兼 領 収 書 公

申込年月日	令和 年 月 日	共済期間	令和 年 月 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	加入番号	No. 下松市
-------	-------------------	------	--	------	------------------------------

(注意) 4月1日以降のお手続きの場合の共済期間は、申込み日の翌日から当該年度末日まで。
令和7年度 山口県市町総合事務組合交通災害共済 **ATM、インターネットバンキングは、ご利用いただけません。**

世帯主 (申込者)	郵便番号	—	加入者名 山口県市町総合事務組合会計管理者	
	住 所	下松市	ゆうちょ銀行 口座番号 01320-5-960989	
	フリガナ		山口銀行 県庁内支店 (普通) 6161798	
	氏 名		J A (山口県信連) 県庁内支店 (普通) 0001395	
	電話番号		西京銀行 県庁支店 (普通) 0022748	

加入者名	1		5		納付期限 令和8年3月30日 領 収 日 附 印
	2		6		
	3		7		
	4		8		

加入者人数		合計金額 (@500)	左記金額を確かに受領しました。
人		円	

本票は、見舞金請求の際に必要となります。大切に保管してください。 (納入者保管)

1. 交通災害共済に関する個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。
2. 山口県内の全町、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（以下「組合市町」という。）の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方は、年齢を問わずご加入いただけます。また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため、組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。
3. この納入者保管分が会員証となりますので、大切に保管してください。
4. 4月1日以降のご加入は、申込日の翌日から当該年度末日までが共済の対象期間となりますので、お早めのご加入手続きをお勧めします。
5. 会費額は、1人500円です。（中途加入も同額です。）
重複加入者の請求に対しては、災害見舞金を多く支払うことはありません。
重複加入された場合は、下記6により会費の還付の手続きをお願いします。
6. 加入取消し・誤加入・重複加入については、下松市役所（生活安全課）に本票（領収日附印押印のもの）をご持参のうえ、お手続きください。
7. 交通災害共済見舞金の請求手続きは、下松市役所（生活安全課）で行ってください。
8. 交通災害共済見舞金の請求期間は、事故の発生の日の翌日から2年以内です。事故の発生の日の翌日から2年以内にご請求ください。
9. 交通事故証明書・交通事故専用診断書の添付がなく、交通事故・治療申立書での申請は、内容等を審査の上、適当と認められた場合、災害の程度に関わらず「特例見舞金」として10,000円のお支払いとなります。
10. その他交通災害に関する事項については、パンフレットをご参照ください。

※ご不明な点がございましたら、下松市役所（生活安全課）にお尋ねください。